

令和6年度

霧島市一般会計補正予算

(第2号)

[新規事業等概略図]

(拡充) 母子健診事業 (1か月児健康診査)

保健福祉部 健康増進課

事業費：3,736千円

1 実施する背景・課題

乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、3から4か月児及び9から11か月児の健康診査も実施している。こうした中で、出産後から切れ目のない健康診査の実施体制を整備するため、新たに1か月児を乳幼児健康診査の対象とする。

2 事業内容

生後1か月の乳児に対して委託医療機関において健康診査を実施し、その健康診査に係る費用を補助する。

【補助額】4,000円/人

【健康診査の内容】

- ・ 身体発育状況 ・ 栄養状態 ・ 疾病及び異常の有無
- ・ 新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認
- ・ ビタミンK₂投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与
- ・ 育児上問題となる事項の確認

3 事業費内訳

- 需用費 (印刷製本費) 47千円
 - ・ 健康診査受診票
- 役務費 (通信運搬費) 65千円
- 委託料 2,772千円
 - ・ 健康診査委託料
- 扶助費 852千円
 - ・ 償還払い

事業開始前の健診受診者への償還払い 780千円
里帰り出産者への償還払い 72千円

4 スケジュール

- ・ 7月～事業開始 (4月～6月分は償還払い)

